

2023年09月25日 役員会決定

2023年10月06日 役員会改定

みんなでつくる党

党員規約

みんなでつくる党（以下「本党」という。）の党規約第4条に基づき、本党の党員に関して必要な事項を定める。

第1条（党員）

本党の党員は、以下のすべてに該当し、本規約に基づく入党手続を経て党員名簿に登録された者とする。

- ①18歳以上の日本国民であること
- ②本党の綱領及び政策に賛同すること
- ③他の政党の党籍を有していないこと
- ④暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業役員その他これらに準ずる者又はそれらの者と社会的に非難されるべき関係を持つ者でないこと

第2条（党員の種別）

本党の党員について以下の種別を設ける。

1 公職党員

- ①国会議員
- ②地方自治体の首長
- ③地方議会議員
- ④その他公職に就いている者

2 準公職党員

- ①公職選挙における立候補予定者として本党の公認を受けた者
- ②公職選挙における立候補予定者として本党の公認審査を受けている者

3 運営党員

- ①本党の役員ならびに顧問、相談役その他役員に準じる立場として党首が認めた者
- ②本党の委託を受け又は雇用された事務局職員ならびに本党の支部等の機関・組織の職員

4 賛助党員（サポーター）

本党の活動や運営に協力しようとする者であって、公職党員、準公職党員、運営党員でない者を賛助党員（サポーター）とする。

第3条（党員の義務）

党員は以下の義務を有する。

- ①所定の支部等の機関・組織に所属すること
- ②本党の運営と活動に積極的に参加すること
- ③所定の党費を納めること

第4条（党員の権利）

公職党員、準公職党員及び運営党員は以下の権利を有する。

- ①本党の党員を名乗る権利
- ②本党の総会に於ける議決権

2 賛助党員は以下の権利を有する。

- ①本党の賛助党員（サポーター）を名乗る権利
- ②本党の活動に参加し、意見を表明する権利

第5条（入党手続）

本党へ入党するためには、所定の入党申込書に住所、氏名、生年月日、連絡先その他所要事項を記入又は入力の上で本党事務局に提出し、本党の承認を得なければならない。

第6条（党費・納入方法）

党員が納める党費の金額及び納入方法等の詳細は別に定める。

第7条（離党・党員資格の喪失）

党員は、所定の離党手続を行うことで任意に離党することができる。

2 前項にかかわらず、公職党員が離党しようとするときには党首の承認を得なければならない。

3 前各項にかかわらず、党員が本党からの連絡に対して相当期間内に応答しないとき、党員としての義務を果たさず本党からの是正要求に相当期間内に応じないとき、第1条各号の入党資格を満たさないこととなったときには、本党は該当党員が離党したものとみなすことができる。

4 党員が死亡したとき又は党員資格を剥奪されたときは、離党する。

5 党員が離党したときは、党員名簿への登録を抹消する。

第8条（党員資格の制限・停止・剥奪）

党員が以下に該当する行為を行った場合、本党は党規約第12条に基づき、その党員の党員資格を制限・停止・剥奪等することができる。

①本党の政治活動、選挙運動その他の活動を妨害する行為

②本党、本党の役員または党員を誹謗中傷するなどの権利侵害行為

③事実と異なる情報を申告し又は流布する等本党の活動を混乱させる行為

④知り得た個人情報をも本人の同意なく第三者へ提供する行為

⑤知り得た本党の機密情報を本党の許可なく公表する行為

⑥その他本党の政策実現や党戦略に反すると認められる行為

2 前項の党員資格の制限・停止・剥奪等の処分は、役員会で決定する。

3 党員資格の制限・停止・剥奪等の処分により発生した損害については、党は一切の責任を負わないものとする。

第9条（党員名簿）

1 本党の事務局に党員名簿を備え置く。

2 党員名簿には、党員の住所、氏名、生年月日、連絡先、党員番号その他の事項を記載し登録する。

第10条（その他）

その他、党員に関することで本規約に定めのないものは、党役員会において決定する。

附則

本規約は、2023年9月25日より実施する。

党費の詳細（金額・納入方法等）について

党员規約第6条の党費の金額及び納入方法等については以下の通りとする。

- ・2023年度中の党費については無料とし、党費の納入を求めない。

以上